月次支援金の申請が始まりました！

**飲食店の方以外も広く対象となります**

４月分と５月分は**８月１５日**までが申請期間です

**※詳しくは商工会のＨＰをご高覧ください**

**※電話にて商工会の事前確認をご希望される場合は、事前確認マニュアル**

**（１ページ目を記入済のもの）をＦＡＸ頂いた上、お電話を頂けますと**

**スムーズにご案内可能です**

申請方法等でご不明な点は商工会にご相談ください！

利府事務所：356-2144

|  |
| --- |
| **一時支援金を受給していない方（はじめて申請する方）** |
| 【事前確認】  商工会（別の登録確認機関でも可）において事前確認を受ける必要があります。  ① 「月次支援金ホームページ」から**仮登録を行い、申請IDを発番**する。  ② **商工会で事前確認を受ける**。（商工会員の方は、事前確認を電話で受けられます）  　　 ※感染防止の観点から密を避けるため、予約なしでの来会はご遠慮ください。  　　 ※商工会員以外の場合は営業確認等が必要になりますので、別途ご相談ください。  【本申請】  事前確認完了後、「月次支援金ホームページ」のマイページにログインし、必要情報を入力のうえ、下記書類を添付して申請を行います。  ・必要書類  ① 2019年・2020年の確定申告書類の控え  ② 2021年の対象月の売上台帳  ③ 通帳  ④ 宣誓・同意書  ⑤ **中小法人等 …** 履歴事項全部証明書  **個人事業者等 …** 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等） |
| **給付対象　下記を満たす中小法人・個人事業主等が対象となります** |
| ① ４月以降の緊急事態宣言措置又はまん延防止等重点措置に伴う**「飲食店の休業・時短営業」**又は**「外出自粛等」**の影響を受けている  ② 2021年の**月間売上（宮城県は４月・５月）**が、2019年又は2020年の同月比で**50％以上減少している**  ③ 地方公共団体による休業又は時短営業の要請に伴う**協力金を受給していない**  ※宮城県の「まん延防止等重点措置」に伴い、一部飲食店に対し支給された１３６万円の協力金を受給した方は、４月及び５月分は対象外となります（６月分は対象となる可能性があります）。 |

※**商工会では受給対象となるかどうかの判断は行えません**ので、

ご心配な場合は相談窓口にご相談ください。

**月次支援金相談窓口：**☎**０１２０－２１１－２４０**

|  |
| --- |
| **給付額** |
| 給付額＝**2019年又は2020年の基準月の売上－2021年の対象月の売上**  中小法人等…**上限２０万円/月**　　　個人事業者等…**上限１０万円/月**  対象月（４月・５月）  **緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月**のうち  同措置の影響を受けて、2019年又は2020年の同月比で、  **売上が50％以上減少した2021年の月**  基準月2019年又は2020年における**対象月と同じ月** |
| **申請期間** |
| ・ ４月分及び５月分　：　６月１６日　～　**８月１５日**  ・ ６月分　　　　　　：　**７月　１日**　～　８月３１日  ※原則、対象月の翌月から２ヶ月間が申請期間となります。 |

|  |
| --- |
| **一時支援金を受給した方** |
| **事前確認は不要**となりますので、一時支援金のIDとパスワードでマイページにログインし、必要情報を入力のうえ、下記書類を添付して申請を行います。  ・必要書類  ① 2021年の対象月の売上台帳  ② 宣誓・同意書（初回のみ。2回目以降の申請時には不要） |
|  |
| **２回目以降の月次支援金の申請（４月分を申請した後の５月分申請等）** |
| マイページより必要情報を入力のうえ、「２０２１年の対象月の売上台帳」を添付して申請を行います。 |
|  |
| **サポート会場（パセオビル3F）** |
| **住所**〒980-0821　宮城県仙台市青葉区春日町7-32  **アクセス**仙台市地下鉄南北線 匂当台公園駅北1口 徒歩6分  **駐車場情報**周辺の有料駐車場をご利用ください。  **電話予約窓口**8:30～19:00（土日・祝日含む全日）☎ 0120-211-240  **開場時間**9:00 AM - 5:00 PM　休館日：毎週土曜 |